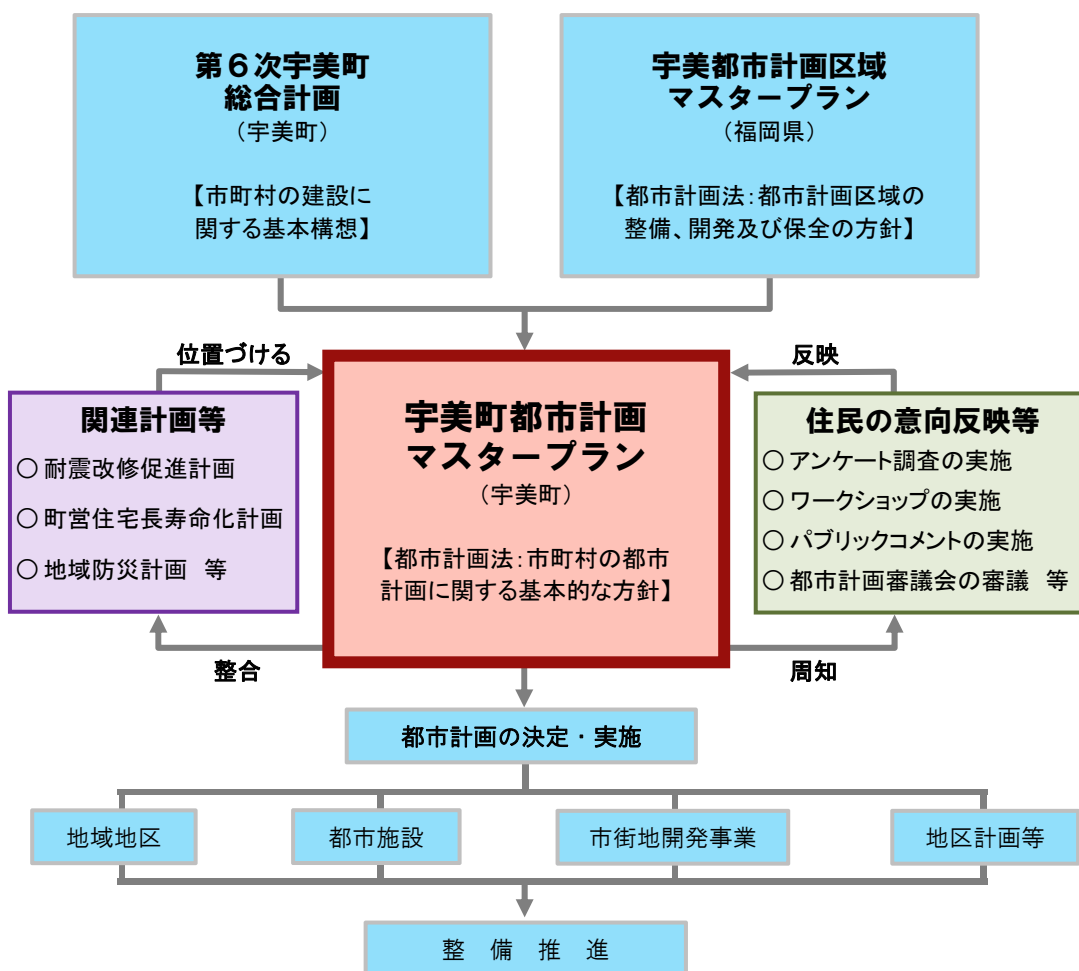


はじめに

1 策定の背景と目的

宇美町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当する計画であり、本町の総合計画などをうけて、本町の都市計画に関する今後の都市づくりの方向性を具体的に示し、住民と都市づくりの方向性を共有しながら都市計画を推進していくための、いわば都市計画行政の行動指針として策定するものです。

なお、都市計画マスタープランは、個別の細かな計画や事業の内容を決めるものではありませんが、今後、定める都市計画は本計画に即して定めることになります。



都市計画マスタープランの位置づけ

2 計画の対象区域

本計画の対象区域は、宇美都市計画区域が指定された範囲とします。

3 計画の期間

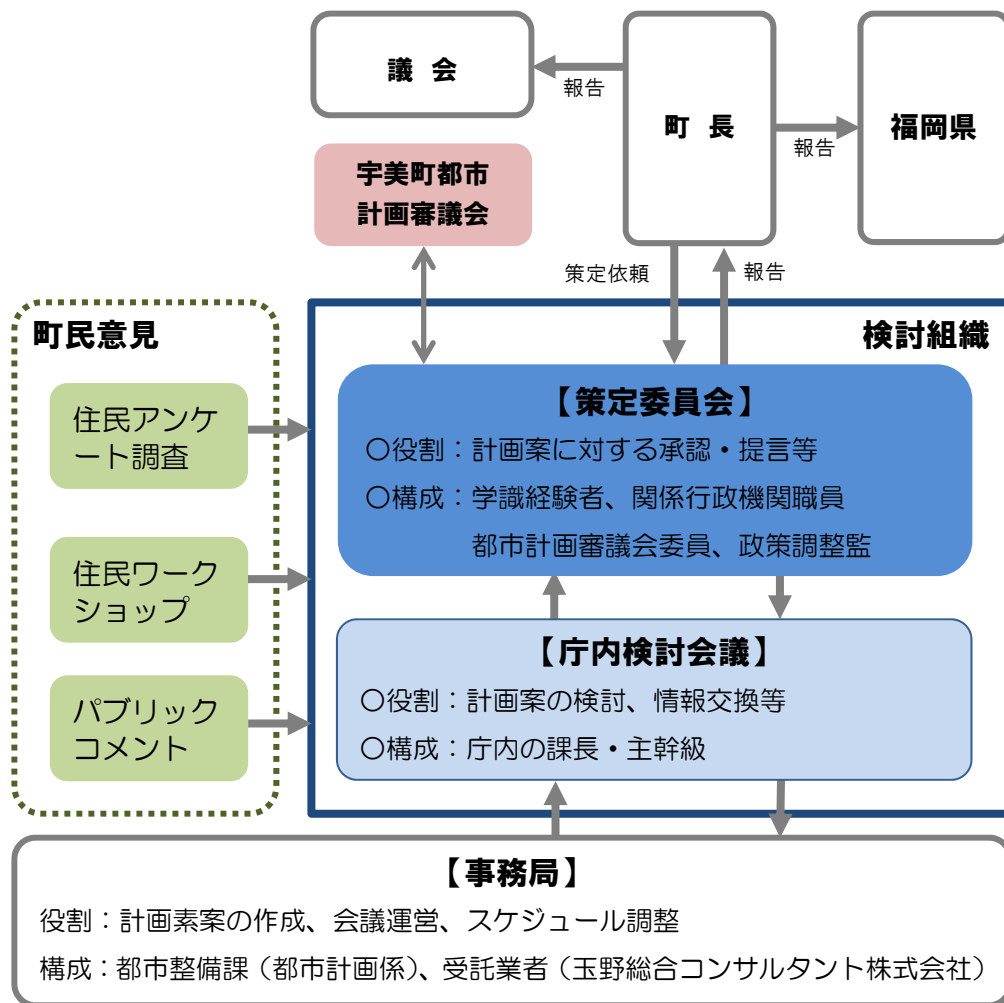
長期的な視野により都市計画を捉えるものとして、平成27年度からの概ね20年間に計画期間とします。

ただし、都市計画に関する情勢や町民ニーズなどの変化を受けて、必要が生じた際は適宜・適切な見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

本計画は、策定する上で「策定委員会」と「庁内検討会議」の2つの組織を中心に、町民意見を取り入れながら検討しました。

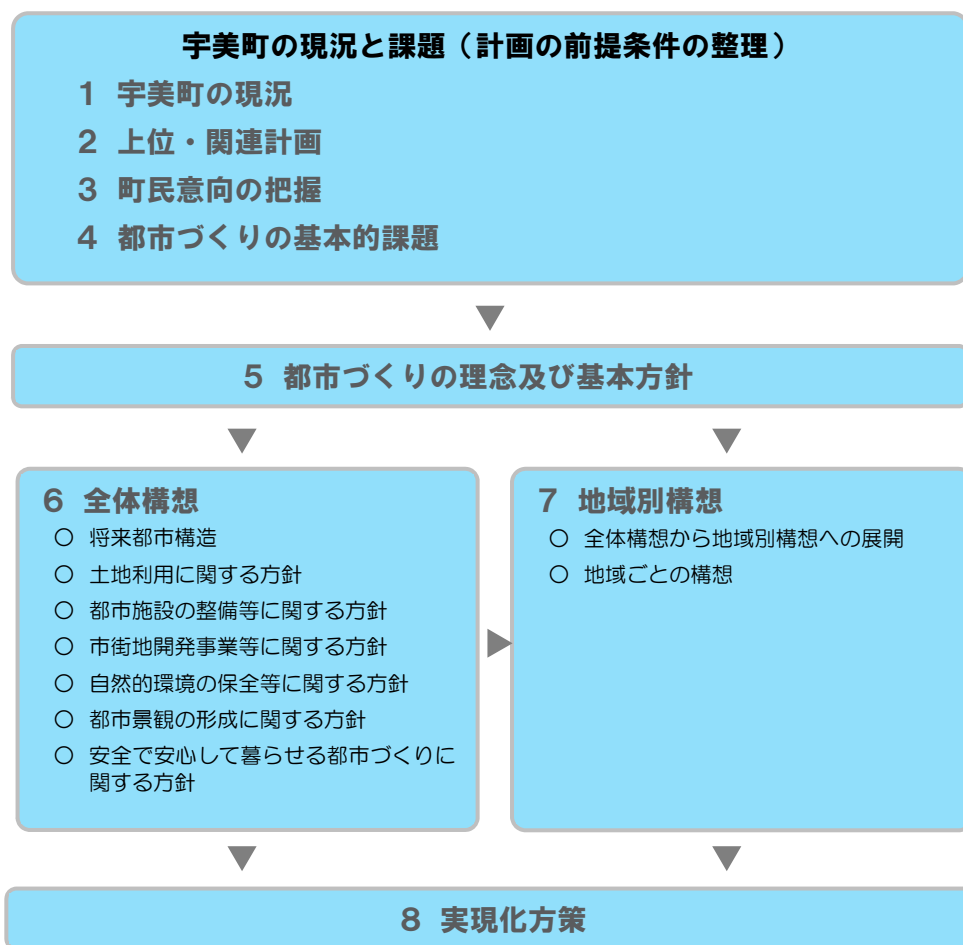
「策定委員会」は、学識経験者、関係行政機関職員、都市計画審議会委員などにより構成され、計画案に対する承認・提言などの役割を担い、「庁内検討会議」は、庁内の課長・主幹級により構成され、計画案の検討、情報交換などを行いました。



都市計画マスタープランの策定体制

5 計画の構成

本計画は、本町の現況などと都市づくりの課題を整理した『宇美町の現況と課題』、これを踏まえて設定した『都市づくりの理念及び基本方針』、この実現にむけた都市づくりのあり方として、町全体を対象に示した『全体構想』、町域を5つの地域に区分し地域ごとに示した『地域別構想』、さらに、今後の都市づくりの道筋を示す『実現化方策』により構成します。



都市計画マスタープランの構成



都市計画マスタープラン策定委員会 第1回会議



都市計画マスタープラン策定委員会 第5回会議